

## 再 申 入 書

令和6年1月29日

〒460-0003

名古屋市中区錦2丁目19番1号

名古屋鴻池ビルディング7階

株式会社 EVANESS 代理人

弁護士 中 川 博 晴 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人の令和5年7月4日付け照会書及び再申入書に関しまして、貴職から令和5年8月7日付け回答書（以下「回答書」といいます。）をいただきました。また当法人からの照会に対して上記回答書にて回答いただきました。

貴職からの回答書に関しまして、当法人の見解は下記のとおりですので、再度申入れいたします。

### 記

#### 1 回答書第2の2項について

- (1) 当法人の見解につきまして、令和5年7月4日付け照会書及び再申入書第3の3項の文中において記載した文献のほか、民法88条2項及び同89条2項の法定果実につき、労務とその収益にあたる債権について類推適用を肯定して

いる文献として、米倉明『民法講義 総則(1) 私権・自然人・物』（有斐閣、1984年）378頁上段の記載があります。

令和5年3月13日付け申入書並びに令和5年7月4日付け照会書及び再申入書において、当法人は株式会社EVANESS殿及びその加盟店と消費者との間の契約は、施設利用権とその対価としての料金支払を内容とする契約と理解し、施設を利用するという点では物の使用と同様ですので、いわば賃貸借契約と類似の契約と考えられ、民法89条2項類推適用の基礎があります。

そもそも施設の利用が終了した後にもかかわらず、事業者が消費者から契約終了後の施設の対価を収受することはできないと思われまます。仮に消費者との契約が上記の内容ではないとしても、民法648条3項2号でも委任契約が履行の途中で終了したときには履行の割合に応じて報酬を請求することができるとしています。

- (2) 賃貸借契約の満了、解約、解除その他の事由により賃貸借契約が終了した日の属する月における賃料につき1か月分を支払うとの条項に関して、民法89条2項に基づき、契約が終了して賃借人の対象物件に対する使用収益権が消滅した以降の期間分についても賃料等の支払義務を負担させるものであって、消費者契約法10条に該当して無効であると考えられます。この点につきましては、当法人が賃貸借契約の契約条項について事業者に対する申入れを行っており、参考にさせていただきますようお願いいたします。

## 2 回答書第2の5項について

- (1) 消費者の妊娠を理由とした債務の履行の拒絶又は契約の解除に関する問題点は、令和5年3月13日付け申入書並びに令和5年7月4日付け照会書及び再申入書にて記載したとおりです。他方で、回答書のとおり、株式会社EVANESS殿又はその加盟店の事情により、妊娠された消費者に対する役務の提供ができない旨を表明されておられます。そのうえで、当法人としましては、今

後も、消費者の妊娠時への配慮や不利益がないようにされることを求めます。

- (2) なお、休会制度に関して、回答書添付の利用規約8条4項では「休会期間中の手数料等は発生しない。」とされています。ただ回答書添付の利用規約では「手数料等」に関する規定が見当たらないことから、この「手数料等」とは「利用料等」の誤記かどうか、ご照会いたします。

### 3 回答書第2の7項について

回答書添付の利用規約20条1項2号は「その他、何らかの事情により施設を利用することが困難であると判断した場合」(下線部は当法人による)と改訂されています。

しかし、上記の改訂後の条項では、契約の履行拒絶(施設の一部の閉鎖や利用の制限)や終了(施設の全部の閉鎖)の原因を、客観的な事実によるのではなく、貴社の判断によることとなります。このような契約条項は、これまでの申入れのとおり、消費者契約法10条に該当して無効と考えられます。本条項につきまして改訂されますよう、申し入れます。

### 4 回答の方法など

以上の照会の回答と再申入れに対する貴社の回答を、令和6年2月29日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴殿からのご回答の有無及びご回答の内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白